

株式会社大一電化社と天理大学との産学連携の協力推進に係る協定書

株式会社大一電化社（以下「甲」という。）と天理大学（以下「乙」という。）は、地域を中心とした産学連携の協力推進のため、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、地域社会の発展に貢献することを目的として、相互に協力し、産学連携活動を推進するため、本協定を取り交わす。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。
また、相互に連携し、情報発信を行うこととする。

- (1) 地域の観光・産業振興及び地域社会の活性化に関すること
- (2) 学生及び社員の教育・人材育成に関すること
- (3) 学生への店舗運営及び経営参画の機会提供に関すること
- (4) 学生の諸活動に対する支援に関すること
- (5) 地域活性化に関する調査研究と情報交換に関すること
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な連携活動に関すること

（実施体制）

第3条 甲及び乙は、前条の活動を推進するため互いに連携窓口を設置し、担当者1名を配置するものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は5年間とする。ただし、甲又は乙のいずれからも協定廃止の申し出がない場合は、この協定は自動的に更新されるものとする。

（協定の解除）

第6条 甲又は乙は、相手方に対して1ヶ月前までに書面による通知をなすことにより、相手方に何らの責任を負うことなく本協定を解除することができる。

（その他）

第7条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、甲乙各1通を保有する。

令和4年5月3日

株式会社 大一電化社
代表取締役 上田 隆

天理大学
学長
永尾 久郎